

公 示

京運整公示第 2 号

令和 8 年度整備主任者研修（技術研修）について

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日 運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号に基づき、下記のとおり整備主任者研修（技術研修）を実施することとしたので公示する。

記

1. 技術研修受講対象者

事業場に選任されている整備主任者とする。ただし、複数名の整備主任者を選任している事業場にあつては少なくとも 1 名（ただし、局長通達に基づく技術研修の認定機関としての認定をうけている機関が運営する事業場の整備主任者は除く）。

2. 研修内容

(1) 実施団体：一般社団法人京都府自動車整備振興会

(2) 研修内容及び開催日時【小型車編】

	研修内容	時間	教材
①	メーカー別新技術・新機構	2 時間	令和 8 年度版自動車整備新技術 (学科) テキスト
②	スキャンツールによる故障診断	4 時間	令和 8 年度版自動車整備新技術 (実習) テキスト
		計 6 時間	

日時：令和 8 年 7 月 2 日(木)、7 月 3 日(金)、7 月 6 日(月)のうち、いずれか 1 日を受講してください。

●受 付：9 時 00 分～ 9 時 30 分

●研 修：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～16 時 30 分

場所：京都府自動車整備商工組合 教育センター 2 階（京都市伏見区竹田向代町 49-4）

※ 【大型車編】【二輪車編】については、実施団体に直接お問い合わせください。

(3) 受講費用

研修の受講に際して、研修教材及び受講料が別途必要になります。詳細は、実施団体にお問い合わせください。

(4) その他

- 研修会当日は、作業服着用、受講料、整備士手帳等をお持ちください。
- 今後の状況により、当講習会が延期・中止される可能性がありますので、予めご了承ください。
- 京都府以外に所在地を有する事業場に所属される方の受講は、受付しておりません。
- 研修に関するお問い合わせは「一般社団法人京都府自動車整備振興会（075-691-4537）」にご連絡ください。

令和 8 年 4 月 13 日

京都運輸支局長

